⑮　総価契約単価合意方式の適用

１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２）本方式の実施方法としては、

ア）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

イ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑯　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⑰　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑱　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理のいずれかについてＣＩＭモデルを活用するＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

⑲　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

㉑　本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進Ⅲ型工事である。（テーマ：ＤＸ技術等を活用したトンネル（ＮＡＴＭ）の計測管理の効率化手法）

㉒　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉓　本工事は、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表のうえ、下請企業との見積書及び注文書へ、労務費（労務賃金）を内訳明示する取り組みを希望し実施した企業に対して、工事成績評点において加点評価を行う「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方式に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,100点以上であること。（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年度以降に、次の要件を満たす工事の元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成18年度以降に完成した下記のア）及びイ）の要件を満たすトンネル工事の施工実績を有すること。

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上のトンネル工事であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）は、非常駐車帯部を除く。）

イ）ＮＡＴＭによるトンネル施工延長が1,100m以上のトンネル工事であること。

上記ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削を実施した区間の延長であること。

２）特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降に完成した下記のア）及びイ）の要件を満たすトンネル工事の施工実績を有すること。

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が40㎡以上のトンネル工事であること。

イ）ＮＡＴＭによるトンネル施工延長が300m以上のトンネル工事であること。

上記イ）の施工延長については、掘削を実施した区間の延長であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等について支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

２）平成18年度以降に、上記⑸１）に掲げる要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑸２）に掲げる工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。